

岩手県告示第343号

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>課長</u> 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の担当課長及び同章に規定する課の長、<u>議会事務局総務課長</u>、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する課及び室の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、医療局管理課総括課長並びに<u>企業局経営総務室管理担当課長</u>並びにこれらの職と同等にあると認められる者をいう。</p> <p>(一般競争入札審議会)</p> <p>第10条 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ総務室長（総務室長に事故があるときは、<u>入札担当課長</u>）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、水産担当技監、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者、出納局長が指名する者並びに<u>関係課長</u>が出席して行う会議（以下「一般競争入札審議会」という。）で審議させるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>課長等</u> 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の<u>課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会事務局総務課総括課長</u>、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する課及び室の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、医療局管理課総括課長並びに<u>企業局経営総務室管理課長</u>並びにこれらの職と同等にあると認められる者をいう。</p> <p>(一般競争入札審議会)</p> <p>第10条 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ総務室長（総務室長に事故があるときは、<u>総務室入札課長</u>）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、水産担当技監、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者、出納局長が指名する者並びに<u>関係課長等</u>が出席して行う会議（以下「一般競争入札審議会」という。）で審議させるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。